

第 17 号議案

ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年ふじみ野市条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基準」の次に「(以下「最低基準」という。)」を加える。

第 2 条を次のように改める。

(基準)

第 2 条 最低基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平
成 26 年厚生労働省令第 63 号）の定めるところによる。

第 3 条から第 19 条までを削り、第 20 条を第 3 条とする。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4
年厚生労働省令第 159 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号
の規定により、この案を提出するものである。